

令和2年 第5回
教育委員会定例会会議録

令和2年5月12日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2543号
令和2年第5回定例会

日 時 令和2年5月12日(火) 午前10時00分 開会

場 所 テレビ会議

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	湯 川 康 生
	教育長室長	村 山 正 一
	図書文化財課長	江 村 信 行
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司
	教育指導担当課長	篠 崎 玲 子

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務課	田 邊 真

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 親子ふれあい助成事業対象者への港区立郷土歴史館の観覧料の免除について
- 2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）
- 3 親子ふれあい助成事業対象者への港区立みなと科学館プラネタリウムの観覧料の免除について

日程第2 協議事項

- 1 区における今後の幼稚園型認定こども園等に対する考え方について

日程第3 教育長報告事項

- 1 幼児・児童・生徒の事故発生状況について
- 2 令和2年度学級編成等について
- 3 一般教員の人事異動について

- 4 令和2年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について
- 5 令和2年度小中学生海外派遣事業について
- 6 5・6月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和2年第5回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、説明員の学務課長が体調不良のため欠席となっております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いいたします。

まず、本日の運営についてお諮りします。教育長審議事項第2「港区立幼稚園教育職員の人事について」は人事に関する案件のため非公開の審議とし、日程を変更して審議事項の一番初めに行い、その後、日程を戻して審議事項1から順に行いたいと思います。

以上のことにつきましてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、教育長審議事項第2については、審議順を変更して初めに審議を行い、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。

日程第1 審議事項

2 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。これより非公開の審議に入ります。

(非公開審議)

1 親子ふれあい助成事業対象者への港区立郷土歴史館の観覧料の免除について

○教育長 次に、議案第63号「親子ふれあい助成事業対象者への港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 「親子ふれあい助成事業対象者への港区立郷土歴史館の観覧料の免除について」ご説明いたします。

本日付議案資料ナンバー1の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。

2ページ目の「審議内容」です。港区ふれあい助成事業対象者に対して、港区立郷土歴史館条例施行規則第3条第1項第1号を適用し、郷土歴史館の観覧料を免除するものです。

項番の1「親子ふれあい助成事業について」です。この事業は、区長部局の子ども家庭科で実施する事業で、ひとり親家庭等の休養及びレクリエーションにふさわしい日帰り施設を指定して、ひとり親家庭等が無料または低額な料金で利用できるようにすることで、子どもの心の成長を促し、児童の健全育成を図ることを目的としています。この休養及びレクリエーションにふさわしい日帰り施設と言いますのは、具体的には東京タワー、T・ジョイPRINCE品川、これは映画館でございます。これが今、指定をされております。昨年度までは区外の施設も対象としておりましたが、

今年度からは区内施設を中心にする予定と聞いております。

項番の2「対象世帯」でございます。区内に住所を有する中学生以下の児童のいるひとり親家庭、または基準所得内の世帯でございます。

項番の3「対象世帯数」は4,000世帯程度です。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。聞こえないのだけでも。どなた。

○—— 田谷先生が挙げていらっしゃいます。

○田谷委員 この中で、全員免除、あるいは低額に……。

○図書文化財課長 郷土歴史館の場合は、免除になります。300円の、増設展示であれば300円、それを完全に免除です。

○田谷委員 ……（聴取不能）。

○教育長 ちょっとあれだね、声が聞こえないね。

○田谷委員 免除ということであれば、子どもたち……。

○教育長 田谷先生、よろしいですか。

○田谷委員 ありがとうございます、子どもたちのため……よろしくお願いします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第63号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○教育長 ご異議がないようですので、議案第63号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 親子ふれあい助成事業対象者への港区立みなと科学館プラネタリウムの観覧料の免除について

○教育長 次に議案第65号「親子ふれあい助成事業対象者への港区立みなと科学館プラネタリウムの観覧料の免除について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 では、私の方からのご報告、議案第65号「親子ふれあい助成事業対象者への港区立みなと科学館プラネタリウムの観覧料の免除について」審議をお願いいたしたいと思えます。これは先程、江村課長の方からありましたもののみと科学館のプラネタリウムの件でございます。

「審議内容」です。港区立みなと科学館条例施行規則第4条第1項第4号を適用し、港区立みなと科学館プラネタリウムの観覧料を免除させていただくという形になります。

項番1には、「親子ふれあい助成事業について」のことが書いてございます。

項番2です。「対象世帯」は、区内に住所を有している中学生以下の児童・生徒のいるひとり親

家庭または基準所得内の世帯ということになります。

対象世帯は4,000世帯程度ということになっております。

先程、田谷委員のご質問もありましたが、こちらのみなど科学館も免除ということで、金額は免除という形になっております。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第65号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、議案第65号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 区における今後の幼稚園型認定こども園等に対する考え方について

○教育長 日程第2、教育長協議事項に入ります。「区における今後の幼稚園型認定こども園等に対する考え方について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、協議事項1番「区における今後の幼稚園型認定こども園等に対する考え方について」ご説明させていただきます。資料は協議資料のナンバー1です。

「協議内容」につきましては、区の今後の認定こども園施策において、区立幼稚園から認定こども園への移行については、幼稚園に対する保護者のニーズが高いことに加え、就園状況や職員体制、設備面に課題もあることから、当分の間、実施しないこととしたいと考えています。

内容に先立ちまして、初めに認定こども園の説明をさせていただきます。参考資料の3を御覧ください。「認定こども園の概要について」という資料になります。

まず1番、定義ですけれども、認定こども園というのは、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設ということで、下の①②にありますように、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、そして地域における子育て支援を行う機能、これらを併せ持った施設として位置づけられています。

また、2番、こども園の類型にありますように、四つの種類が設けられています。まず、「幼保連携型」。こちらは幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設となります。2番目の「幼稚園型」については、認可幼稚園が、保育が必要な子どものため、保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて、こども園としての機能を果たすものです。次の「保育所型」は、こちらは認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れる、幼稚園的な機能を備える。そういったタイプのこども園です。最後の「地方裁量型」は、幼稚園・保育所、いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、こども園としての機能を果たすと位置づけられています。

裏面の方を御覧ください。これらの違いですけれども、まず「認定こども園の認定基準」。ここで、職員資格と学級編制等でこれらの違いがございます。まず、「職員資格」の関係では、幼保連携型は、幼稚園免許のほかには保育士免許を併せ持つ保育教諭といった職員を配置する必要がございます。その他の幼稚園型、保育園型等については、3歳以上の子どもに対しては、幼稚園教諭と保育士資格の両方の免許資格の併有が望ましいとされています。ですので、幼稚園型であれば幼稚園教諭は必須ですけれども、必ずしも保育士免許を持っている必要はありません。ただ、3歳未満の児童・幼児を扱う場合には、必ず保育士資格が必要となってまいります。

「学級編制」については、3歳以上の教育時間相当利用、あるいは教育・保育時間相当利用時の共通の4時間程度については、学級をいずれの形でも編制をすることとなっています。

それから「教育・保育の内容」ですけれども、いずれも幼保連携型認定こども園は教育・保育要領を踏まえる。または、幼稚園型は幼稚園教育要領、保育所型は保育所保育指針に基づくことが求められますけれども、今現在、この教育要領、教育指針については整合が図られていくということで、内容については今後同一のものとなっていくと聞いています。

「認定こども園の利用者側のメリット」ですけれども、4番のところにある主な三点が挙げられています。まず、保護者の就労の有無にかかわらず利用できるため、就労状況が変わっても、また、これまで勤めてなかったけれども、今度就労することになったというふうに就労状況が変わっても、同じ施設に引き続き子どもを預けることができる。また、保育園と同じ保育時間の中で幼児教育を受けることができる。そして、これは幼稚園型のメリットになりますけれども、幼稚園の場合、給食の提供を受けられる、そういったことがメリットとして挙げられています。

なお、説明の中でも言葉として「1号認定」「2号認定」「3号認定」と出てきますけれども、この参考のところがございますように、1号認定というのは、3歳以上のいわゆる幼稚園に通っているお子さん。2号認定以外の者を言います。2号認定は、満3歳以上で、保育を親から受けられずに施設での保育が必要となる子どもたちを指します。3号認定は、3歳未満で施設での保育を必要とするお子さんを指す言葉として使い分けられていますので、ご承知おきいただければと思います。

また続いて、参考資料4のところを御覧ください。これは、各類型ごとの比較をまとめたものですけれども、この中で大きく違うところが、まず「法的性格」、2段目のところになります。幼保連携型は学校及び児童福祉施設として、認定こども園法に基づく施設。また、幼稚園型は今ご案内のとおり、学校教育法。そして保育所型は、児童福祉法に基づく児童福祉施設。地方裁量型は、法的な位置づけがない認可外の保育施設という位置づけとなっています。

「職員の要件」については先程申し上げましたけれども、この上の「設置主体」のところへ戻っていただいて、幼保連携型、幼稚園型は自治体ですとか、学校法人、社会福祉法人が設置できますけれども、保育所型と地方裁量型については、設置主体の制限がありませんので、民間の株式会社でも設置が可能となっています。

あと、主な設備面につきましてですが、幼保連携型、幼稚園型については、調理室の設置が必要

となっています。ただ、3歳以上の子どもについては、外部搬入による食事の提供も可能とされているところでは、

先程の設置主体の関係から、「その他」のところになりますけれども、幼保連携型、幼稚園型は公設民営ができませんけれども、保育所型は、公設民営が可能となっております。

認定こども園の説明は以上とさせていただきます。

それでは、協議資料の1にお戻りいただけますでしょうか。

これまでの「経緯」ですけれども、港区では、子ども・子育て支援新制度の開始に合わせて、港区子ども・子育て支援事業計画を平成27年度から策定をしました。そこで、区の独自施設でありました区立芝浦アイランドこども園を平成28年4月に保育所型認定こども園に移行するというところで、他地区での認定こども園の実施については検討ということになっておりました。この芝浦アイランドを保育所型認定こども園に移行したのは、当時この地区には芝浦幼稚園もございまして、幼稚園があるので私立幼稚園等々の兼ね合いも含め、保育所型としてこちらの方に移行してございます。

その後、待機児童の解消を優先的に取り組むということで、認可保育園等の保育施設の拡充に努めてきましたところですが、平成31年、それから今年の2月、2年続けて待機児童がゼロとなり、一定程度のそちらの目途がついたことから、この認定こども園の取扱いについて検討を始めているところです。

きっかけとしましては、令和元年6月、港区子ども・子育て会議で認定こども園について芝浦港南地区以外の地区で実施すべきか否か、区の考え方を示すようにとの答申がなされました。これを受けて、区では認定こども園調整について検討を行うため、ニーズ調査などを行ってまいりましたけれども、既存の幼稚園や保育園の枠組みでは満たすことができない区内ニーズも一定程度存在することから、芝浦港南地区以外の各地区に、保育所型の認定こども園を1園ずつ整備することが方向性として今、検討されているところです。

その検討結果について、別紙1の方を御覧ください。「区における今後の認定こども園施策の方向性にかかる検討について」ということで、令和2年に入ってから、子育て支援推進会議の専門部会として、「認定こども園に係る検討専門部会」というものを設置しまして、そこで3回程検討を進め、3月27日の子育て支援推進会議で以下の内容のものが審議・了承されているところです。

まず、こども園に対するニーズということで、2段落目ぐらいになりますけれども、認定こども園に対するニーズ把握のために、区内の幼稚園、保育園在園児の保護者向けのアンケートを行ったところ、認定こども園ではなく、保育園や幼稚園を希望して園を選択した保護者が多くいる一方で、「認定こども園と認可保育園が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか」という質問に、保育園在園児の保護者の43%、幼稚園在園児保護者の25%程度の方が認定こども園を希望すると回答しています。このことから、一定程度の区民ニーズが存在するということが判明したということで、具体的なニーズとしては、下の①から③に書いてある内容のものとなります。

そこで3番ですが、こうした検討、それからアンケート等の結果から、認定こども園の今後の施

策の方向性を取りまとめているところです。まず、認定こども園については芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつ整備を進めます。また、芝浦アイランドこども園の3歳児、1号認定定員の設定についても検討課題と考えています。

また2番、整備する認定こども園の類型は、多様な運営主体が選択できることなどから、原則として「保育所型」を採用します。整備・運営手法については、認定こども園の誘致を中心に進めていきますけれども、区立認定こども園の整備については、原則として指定管理者制度を導入すること等が、方向性としてまとめられました。

この検討過程で、幼稚園型、幼稚園から認定こども園への移行、その他取扱いについてどうするかを検討したものが、協議資料1の方にまとめたものです。2ページ目の方を御覧ください。

まず、「区立幼稚園の現状」ですけれども、まず「就園動向」です。幼児人口の増加に伴って、3歳児を中心に定員拡大を行ってきたところですが、一部定員に空きが出てきているところもありますが、依然として抽選の発生している園もあり、定員に余裕がある状況とは必ずしも言えません。

また、「運営状況」ですけれども、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用するとともに、保護者と連携・協力しながら、各園が特色のある高い教育・保育を展開しているところです。区立幼稚園の運用については、保護者や地域の代表者等で構成する評議委員会や、毎年実施している園評価のための保護者向けアンケートでも高い評価を得ているところです。

一方、認定こども園に対するニーズ、先程申し上げましたことですけれども、「認定こども園と幼稚園が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか」ということに対して、これは公私立両方の保護者を含めた数字ですけれども、25%が希望しないという回答をした。ただ、内訳を見ますと区立幼稚園では回答が40%、私立幼稚園が16%と、私立の方が低い状況です。

3ページ目の方を御覧ください。こうした今の区立幼稚園の現状、それから認定こども園に対する保護者のニーズ等を踏まえて、現在の区立幼稚園を認定こども園に移行するに当たっての課題について、検討をしました。その結果、以下(1)から(4)の課題が今、明らかとなっているところです。

まず、開所時間延長に伴う職員体制の確保ですけれども、幼稚園型認定こども園では、保育を必要とする子どもを預かるため、開所日や開所時間を設定するという一方で、保育所と同様の11時間開所、土日、土曜日開所、夏季休業期間等の開所に対応する場合、新たに職員を配置する必要があります。また、0歳児から2歳児を受け入れるためには、保育士資格を有する職員の配置も必要となってまいります。

次に、2号認定の定員の設定に伴いまして、1号認定定員を減少させなければいけないという課題があります。認定こども園に移行する場合には、2号認定の子どもの定員を一定程度設定しなければならないので、その分、1号認定の子どもの定員を削減する必要がありますけれども、3歳児を中心に抽選が多く発生している園があるなど、定員に大きな余裕があるとは言えない状況を踏まえ、1号認定の子どもの受入れがこれまで以上に困難になることが懸念されます。

次に3番目、「保護者の就労状況の多様化」ですけれども、区立幼稚園では、園行事や園運営に

保護者も参加いただき、教育・保育に取り組んでいるところです。認定こども園に移行した場合については、保護者の就労状況が多様化することで、アンケート結果からは、幼稚園の教育・保育環境が失われることに対する不安の声が寄せられています。

最後、設備面の関係ですけれども、認定こども園は保育を必要とする子どもに給食の提供が義務づけられています。3歳以上の子どもは外部搬入が認められていますけれども、その場合でも、加熱や保存等が可能となる調理設備、電子レンジですとか冷蔵庫を備えることが必要とされているため、一定のスペースを確保する必要がありますが、今、区立幼稚園の方は4・5歳児の2年保育を前提につくられているため、その後、施設改修等によって3歳児保育や預かり保育に対応してきていることから、これ以上の余裕のスペースを捻出することが非常に困難な状況となっています。

では、4ページ目を御覧ください。今、預かり保育を実施していますけれども、今の幼稚園の形態のまま、認定こども園を希望する保護者のニーズに応えられるかを次に検討しました。

今現在、区立幼稚園では全園、私立幼稚園では10園中6園で預かり保育を行っていますけれども、こちらの位置づけは、あくまでも保護者の就労支援ではなく、多様な幼児教育の需要に対応する教育活動の一環としてやっています。したがって、預かり時間についても幼児の心身の負担に配慮した時間設定としており、11時間開所を原則としている認定こども園と同程度の対応を行えば、先程のレポート同様に、就園状況ですとか職員体制等の課題があります。また、幼稚園で就労世帯へ幼児教育を実施することは、そのことから困難と考えています。

また、預かり保育の実施時間帯がフルタイム就労に今、対応していないことから、保護者がフルタイムの就労に就いた場合は、在園を継続することは実質的には困難であります。既存の幼稚園の枠組みの中では、認定こども園に対する区民ニーズを満たすことは困難な状況です。

まとめとしまして、「幼稚園型認定こども園に対する区の考え方」ですけれども、アンケート結果で認定こども園を希望するかということに対して、「認定こども園を希望する」と回答した保護者は25%にとどまり、7割以上が希望しないと回答しています。

恐れ入りますが、参考資料の1番をご用意ください。9ページになります。

先程から何回か触れていますけれども、「認定こども園と幼稚園が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか」という質問で、これは公私立の幼稚園の保護者向けのアンケートですけれども、赤色の部分、73.2%が「希望していない」と回答しています。

また10ページ、この希望していない方の意見欄では、今の幼稚園の教育方針や教育内容に満足し、そこで入園を決めたから、今の幼稚園だからこそ通わせたい。また、保護者の就労状況が同じ方がよい等の意見が多く寄せられているところです。

では、お戻りいただきまして、資料1の4ページ、6番の2段落目になります。こうしたことを踏まえまして、既存の幼稚園の枠組みの中で、認定こども園に対するニーズを満たすことや、区立幼稚園から認定こども園へ移行することについては、保護者の幼稚園に対するニーズが高いことに加えまして、就園状況、職員体制、設備面にも課題があることから当面実施しないこととし、今後の社会情勢の変化など、様々な状況を勘案して引き続き検討していくとしたいと思います。

なお、私立の「幼保連携型」あるいは「幼稚園型」の認定こども園については、民間事業者から提案があった場合のみ検討することとしたいと思います。

長くなりましたけれども、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

では、ちょっと私の方からいいですか。まず、資料として分かりやすくするためにという意味合いでなのですけれども、この協議資料ナンバー1の2ページ目なのです。この協議資料そのものは、幼稚園型認定こども園についてはこうしますよということで、資料作成されていますよね。その中で、2ページ目の3番「認定こども園に対する区民ニーズ」のところに、保育園の記載があるのだよね、「保育園保護者の43%程度が認定こども園を希望すると回答しており」と。かえってこれを入れると分かりにくくなるので、これを外した方がいいです。確かに幼稚園、それから保育園に在園している保護者には聞いているのだけれども、それ、両方に聞いているだけで、ここの部分はあくまで幼稚園に特化した記載にした方がいいと思います。

それから3ページ目、同じ協議資料の3ページ目の4の(2)のところ、2号認定の子どもの定員を設定すると、1号認定はそのしわ寄せが来るということですよ、これ。そうすると、今現在の幼稚園の中でそういうことをすると、という意味ですよ。

○教育長室長 そうですね。

○教育長 それを書いていないのだよね。それで(4)はそれを書いてあるのだよね、下の方に。そのスペースの話。これは全体としてそういうことなので、要は2号認定を新たに設定すると、1号認定に需要があるにもかかわらず、そこにしわ寄せが行ってしまうよという書き方にした方がいいと思います。

それと、これも記載の正確性という意味で、別紙1ののところの項番2の真ん中辺です。「アンケート結果では、認定こども園ではなく」というパラグラフがありますよね。このかぎ括弧、その2行目のかぎ括弧に「『認定こども園と認可保育園が同じ場所にあった場合、認定こども園を希望するか』という問いに対し」というのも、これ、「幼稚園」と書いていないのだよ。保育園に在園児保護者43%、これはいいよね、このかぎ括弧のところにかけて。幼稚園に在園者保護者25%程度云々というのは、このかぎ括弧からは導けないでしょう、これ。

だから、かぎ括弧の方は「認定こども園と認可保育園(幼稚園)」というふうには書かないと駄目ですね、問いに対する答えが。幼稚園の方も記載した方がいい。意味が分かりますか。一応、そういうことで修文をしてもらいたいと思います。

それで、これから質問なのですけれども、まず参考資料の3。これは、参考資料の3、参考資料の4というのは、非常に分かりやすい資料だと思います。その中で確認なのですけれども、参考資料の3、1番の「認定こども園の定義」の下の方に、この丸で図解してあるではないですか。「認定こども園」という言葉が出てくるのですけれども、その真ん中のところで「認可・認定」という言葉がある。これ「『認可』とは何なんですか」という質問。「認定」だけだと分かるのですけれども。あくまで真ん中のところが「こども園」ですよ、これ。そうすると、これは「認可」では

なくて「認定」になるのではないのですか。「認定こども園」を「認可する」ということですか。それが一つ。

それからもう一つは、ちょっと説明を加えてもらいたいのですけれども、協議資料ナンバー1の4ページ、項番5の上から2行目から3行目にかけて。「公私立幼稚園ともに、預かり保育を保護者の就労支援ではなく」……。その後なのですけれども、「多様な幼児教育への需要に対応するための教育活動の一環」、この「多様な」云々というところがよく分からない。もう少し説明を加えてほしいです。

その二点だけちょっと教えてください。

○教育長室長 まず、文章の修文の方については、ご指摘なされた箇所について、ご指摘のとおり修正をさせていただきたいと思います。

それから、参考資料3の図柄のところですが、こちらの「認可・認定」、「認定」については認定幼稚園が移行してこども園になる場合。それから、認可保育所が移行して認定こども園になるということで、そういう意味合いで、ここでは「認可・認定」という言葉が使われています。

○教育長 いいですか、これはもう一つずつ確認していきたいので。あくまで左に幼稚園があり、右側が、保育所がある。それを機能として一緒にしたのが、真ん中のこども園でしょう、この図解は。そうすると、今の説明はおかしくないですか。

○教育長室長 確かにこれは移行を表していますので、そういう意味では許可、「認可」と「認定」は、位置としては逆の方がより正確な図柄になると思います。

○教育長 これ、上に書いてあるように内閣府のホームページから抜粋したのですか。

○教育長室長 そうです。

○教育長 前にもあったけれども、国の図解なりポンチ絵というのは、必ずしも正確性を伴った説明になっていない場合があるので、そのまま使わない方がいいと思います。

○教育長室長 以後、気をつけます。

資料ナンバー1の4ページ目の、先程ご指摘の「多様な幼児教育への需要」の具体的な中身ですが、いくつかありますけれども、今大体4時間ぐらいの規定の幼児教育を行っています、それにプラスして、もう少し教育を受けさせたいという需要ですとか、あとは就労はしていませんけれども、何らかの事情で突発的に子どもを預けなければいけなくなったとか、そういった需要にも応えるために、子育て支援の一環として、今は預かり保育を実施しています。それを表す言葉として「多様な幼児教育への需要」ということで、ひとくくりにさせていただいているものです。

○教育長 いいですかね。実態とこの言葉というのは、ちょっとかけ離れてないですか。実際にこの預かり保育をしている、サービスを受けている人の実態と、その実態がこの言葉とちょっと乖離しているような気がします。

○教育長室長 「幼児教育への需要」というこの表現について、より実態にかなったような表現に少し合わせるような検討をいたします。

○教育長 そうしてもらえますかね。

そういう意味では、ここが就労支援ではないよということを言いたいのだと思うのです。だから、そこが明確に分かることによって、結論がより、そういう理由だねということによって理解が深まると思うので、ちょっとこの言葉の使い方で、言葉は悪いですけども、ごまかしているようなことにならないように、ぜひここは正確な言葉で書いてほしい。よろしくお願いします。

○教育長室長 はい、分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 まず私自身の前提となる知識の確認をさせていただき、それから質問いたします。

そもそも認定こども園ということについては、これは教育委員会の管轄の中に入ると考えてよろしいでしょうか。そうすると、それは幼保連携型についても教育委員会の管轄の中に入るという理解でよろしいですか。

○教育長室長 先程の参考資料4の方を御覧いただきたいと思いますが、幼稚園型については学校教育法に基づく学校という位置づけになってまいりますので、この類型が教育委員会として関わりを持っていくということになります。

また、幼保連携型につきましても、ここは学校と児童福祉施設、両方の法的位置づけを持つ単一の施設ということですので、ここは児童福祉関係も含めて両方で管轄をするという、そういった位置づけになるかと思えます。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味で教育委員会と児童福祉の部局の両方が方針を定める。両者の調整というか、これからの方針を双方が一緒になって検討するということが、プロセスとしては必要になると思いますが、そこら辺は認定こども園については、どんな形でこれが議論されてきたのか教えていただけますでしょうか。

○教育長室長 認定こども園一般についての、これまでの検討ということではよろしいでしょうか。

○山内委員 そうですね。あるいは、幼稚園型というようなことにしても、ほかの類型についても、検討の状況をお教えてください。

○教育長室長 資料の1番の1ページ目の「経緯」のところを御覧いただきたいと思うのですが、この認定こども園の支援新制度ができましたのは、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始からになります。

区では、区立の芝浦アイランドこども園をそれに先立って、こちらの芝浦アイランドの開発に合わせて幼稚園型、保育所型、両方の需要があったため、このこども園を、国の制度の創設前に設置をしていきました。

この新制度が発足した後、先程も少し触れましたけれども、この地区には芝浦幼稚園もございますので、保育所型として、こちらの芝浦アイランドこども園を整備しましたが、その後は、この認定こども園についての検討は内部的にはストップしていたような状態です。というのは、待機児童の解消が最優先課題となって、そちらに財政、マンパワーを注ぎ込んできたということで特段、認定こども園についての検討は行っておりませんでしたけれども、待機児童の解消が一定程度目途がついたということで、また昨年6月、子ども・子育て会議から、認定こども園についての区の考

え方を示すように答申を受けたということで、この年明け1月から専門部会を設け、検討をしたということが経緯となっています。

その中で、四つの類型についてもそれぞれ検討しましたが、まず、地方裁量型については特段、設置基準とかがありませんので、まず、そういった設備ですとか、保育内容についての充実を図るという意味で、地方裁量型は選んでいません。あとは、民間の公設民営の施設として整備できるということで、保育所型を特に選んでいます。幼稚園型については、先程も申しましたような今、現状で課題がいくつもありますので、こちらについては現時点では選択をしていない。そういった経過で、保育所型が選ばれてきています。

○山内委員 ありがとうございます。では、その上でいくつか質問をさせてください。

一つは資料の中で、先程の幼稚園の在園者の保護者のアンケートの取扱いなのですが、「認定こども園と幼稚園（または保育園）が同じに場所にあった場合、認定こども園を希望するか」への回答はアンケートの該当する9ページのところは、両方の間に開きがあります。さらに、幼稚園において、区立幼稚園に行かれる人数と私立幼稚園に行かれる人数と相当開きがあると思いますけれども、その中で特に区立幼稚園のニーズについてそういう調査分析が必要なのかなと思いますけれども、まずその辺いかがですか。

○教育長室長 まず、ご指摘のとおり、この75%という数字は、区立・私立両方の保護者の数字です。今、御覧いただいている参考資料1の11ページを御覧ください。

この下段の横棒グラフですけれども、こちらは今、同じ質問を区立、私立で分けた集計になっています。御覧のとおり区立幼稚園では、認定こども園が同じ場所にあった場合、希望するという方が40%、裏返して約6割弱が希望しない。私立については80%を超える保護者が、認定こども園は希望しないと答えております。

具体的にこの差がどういうところにあるのかについては、まだ分析が十分できていませんけれども、こちら両方を合わせての数字として、75%が幼稚園を希望しているということでまとめましたけれども、ご指摘のようにさらに区立幼稚園が低い理由については、少し可能であれば検証が必要だなとは考えております。

○山内委員 ありがとうございます。失礼しました。11ページのところですね。そうすると、25%ではなくて40.1%ということはどう考えればいいか、更に分析しておかないと、今の区立幼稚園での課題、あるいは実際のニーズを見落とす可能性があると思いますので、そこは慎重になった方が良くと思います。

それに関係してですけれども、資料1の4ページのところに、先程も教育長も指摘されたところですが、この預かり保育は「多様な幼児教育への需要に対応するための教育活動の一環」という説明は、ある意味でただこれは建前の部分であって、おそらく建前はこうなのだけれども、実質はそれによって保護者の就労継続の助けになっているという面もあると思います。一方で時間的に不十分な保護者もいる。それよっては、実際、今の預かり保育の位置づけを観念的にならずに就労支援というようなことも併せて実態としてニーズや課題をとらえていく必要があると思います。

それから幼稚園型については、とりあえず幼稚園的な機能だけでも、どうその中に入れるのか。幼稚園の中でも保育園的なことをどう入れるのかということを書くことが必要です。

それから、幼稚園については元々教育的な機能を重視している、保育園型については幼稚園が担ってきた教育的な機能を充実させる必要があると思うのですが、そこも理解が必要なのではないかなと思います。その辺をもし何か議論したのであれば、教えていただければと思います。

私からは以上です。

○教育長室長 ご指摘ありがとうございます。

最初のところ、75%が、区立幼稚園だけだと60%弱。この数字をどう見るかというところにつきましては、確かに具体的なニーズを見誤らないように気をつけていく必要があると思います。ただ、くるめた数字をさせていただいたのは、区立幼稚園を認定こども園としていく場合、私立幼稚園でも一定程度やはり保育所的な機能を希望している方がいますので、当然そちらの方への影響もあるかと考えられます。そうしたことから、一体的に捉えていくことも一つ必要ではないかということで、その75%という数字を使わせていただいています。ご指摘のとおり、今後さらに子どもの幼稚園に対する需要ですとか、今後全体の人口の推移等も含めて、このニーズについては引き続きよくアンテナを張っていきたいと思っています。

それから、資料1の4ページの、その幼児教育の需要の関係での、幼稚園での預かり保育の時間。具体的には午後4時ぐらいまで、今、預かりを行っていますけれども、ここについては、うまく文書の方に入るように修文をさせていただきたいと思います。

それから、保育内容については、ちょっと私からは答えにくいのですが……。

済みません。今、幼稚園と保育園との連携ですけれども、小学校に上がるに当たって共通の準備をしていこうということで、統一したカリキュラムの方針をつくっています。そうした方針の組立てはもちろんですけれども、それを実現していくための取組の中でも、幼稚園と保育園との連携について引き続き行っていきたいとは考えております。

○教育長 山内委員、ちょっと私の方からいいですかね。

今の回答の話につながるのですけれども、まず、最初のその区立、私立幼稚園のそれぞれの40%、16%弱という数字なのですけれども、あくまで港区教育委員会として、区立幼稚園を認定こども園にするのかしないのかという論点で、この文書、あるいはここでの報告がある訳ではないですか。だから、これを私立幼稚園と一緒にした25%という数字を仮に採用するのであれば、40%の数字は区立幼稚園にはあるのだけれども、25%という両方の、区立、私立合わせるとそういう。それはこういう意味があるのかというのを付け加えないと、ちょっとこれは乱暴ではないかなと。私立も含めた、区立私立も含めた幼稚園を認定こども園にするのかしないのかという議論であれば、25%という数字でもいいかもしれないけれども、あくまで区立ですよ。それが、25%をあえて使いたいということであれば、それは私立への影響が云々と、何か影響がありますよということであれば、それをちゃんと記載しないと駄目ですよ。まず、40%があると。その上で両方合わせると25%。これは、こういう意味合いがありますということ。

それから二点目の関係は、山内委員がおっしゃられているのは、区立幼稚園を認定こども園にしていくという一つの方法はあるのだけれども、現在やっているこの預かり保育、これが実際にどんな需要に基づいてやっているのか。場合によっては、このアンケートで4時間ですよね、今、4時間やっているのだけれども、もっと延ばしてほしいという、そういったニーズがあるのかどうかというのをアンケートで取ってもらえれば、「いや、それが無い」ということになれば、今の4時間、あるいはこの預かり保育の目的、あるいはその目的に沿った形でそのままこうしていいよということになるかと思うのです。アンケート調査を取っていないので、実際にそういった要望があるのかどうかということも重要だと思うので、そこは書いておいてもらいたいと思います。

さっきちょっと、話が戻ってしまうのですが、認定こども園にするかどうかということもあるし、場合によって、ある程度の預かり保育。例えば4時間ではなくて5時間にしてほしいとかいうものがあれば、認定こども園にせず預かり保育の延長とか、そういうことによるそのニーズへの対応というのも一つ考えられるのではないかなということ、山内委員は最後お話しいただいたのかなとちょっと思ったのですが、もし違っていれば山内委員、お願いします。

○山内委員 ありがとうございます。補足して下さってありがとうございます。

やはり今回、これからのことを考えても、認定こども園に転換をするのか、認定こども園をつくるのか。その辺ももちろんありますけれども、もう一方で、保育園の中でそういった幼稚園的な機能を生かす。幼稚園の中で預かり保育などで、こういったもう少し長い時間というニーズに応える、そういう柔軟なやり方もある。

おそらく港区は、その三つが並行することで、非常に柔軟な対応ができるという方法であろうと私は認識していますけれども、そういう意味で教育長がおっしゃったように、次回の検討などに生かしていただければと思います。ありがとうございます。

○教育長 では、今の山内委員のご指摘も含めて、ちょっとこれ修正してもらえますか。

○教育長室長 まず、2ページ目のアンケート結果の記載のところですが、ご指摘のとおり、こちらの「25%」を使っているという理由について、少し追記をさせていただきます。

それから4ページ目のところについては、現場でも確かに就労時間、預かり保育の時間の延長についてのニーズはあると聞いていますけれども、その一方で教育要綱の趣旨との兼ね合いもございます。また、延長していくに当たっては、職員体制ですとか、そういった課題もありますので、その辺も含めて、引き続き色々ニーズをにらみながら、検討課題とさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この協議事項は以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 幼児・児童・生徒の事故発生状況について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。

「幼児・児童・生徒の事故発生状況について」説明をお願いします。

○学校教育部長 それでは、報告資料ナンバー1を御覧ください。

区立幼稚園、区立小・中学校における令和2年1月から3月の事故発生状況について、ご報告をするものです。学期ごとにその状況を取りまとめてご報告させていただいている、今回は3学期分ということになります。

項番の1に事故発生状況を記載しておりますが、具体的には別紙1を御覧ください。事故の発生状況を前年、平成30年度の3学期と比較する形でお示しをしております。令和元年度の3学期、一番右の列の「計」のところを御覧いただけますでしょうか。網かけのある真ん中のところですが、3学期の全体の事故の発生件数は15件。うち重大事故については2件となっています。

下の段、平成30年度3学期、21件、うち重大事故5件と比べますと、それぞれ6件、3件と減っておりますが、こちらは今年の3月については臨時一斉休業ということで、3月については登校しておりませんので、その関係が影響しているものと考えています。

おめくりいただきまして、2ページから3ページが具体的な事故の件数の内容についてです。まず、2の冒頭の(1)「入院1日以上、通院6日以上」について、重大事故とクレジットしておりますが、2月4日に痛ましい死亡事故が発生をしてしまいました。こちらと、授業中に子どもたちの中で、はさみを使っている中での事故、こちらが通院10日ということで、少し大きな事故でした。

それから(2)には「通院5日以内」ということで、13件の事故を順次記載をしております。特徴的なところで申し上げますと⑥、⑩、この二つにつきましては跳び箱の授業の最中での事故となっています。それから⑩につきましては、教諭が移動をしている際に、保育用の壊れた連絡ボードを持っていた。そこに子どもが抱きついてきて怪我をされたというものです。

それから3ページになりますが、最後の⑮につきましては、絵本棚の角につまずいて転倒したという、こういう事故になります。

(3)につきましては、過去3年間の月別の事故発生件数の推移を御覧いただくものです。概ね月ごとの推移は過去3年間同様ということになっています。先程申し上げましたとおり、3月臨時休業でしたので、3月の件数が今年度、令和元年度は0となっている分、この分が前年と比べて少なくなっているということだと思います。

それから、ナンバー1にお戻りいただけますでしょうか。項番の2に「再発防止策」をまとめさせていただきました。まず(1)は2月4日に発生した死亡事故を受けまして、再発防止策を取りました。そちらが別紙の2に記載をしている中身で、緊急通学路点検と、あるいは大規模開発事業者からの情報提供などを実施してきた。こちらはもう既に対策を取っているものでございます。

もう一度、資料ナンバー1にお戻りいただきまして、(2)「各学校への注意喚起」。これは、今後行いますけれども、従前ですと、この事故発生状況の報告は件数の報告のみということにさせていただいておりましたが、この事故から何を学び取って再発防止につなげるのかということが重大であると考えておりますので、今後(2)に記載させていただいたとおりの内容を学校へ注意喚起をしていくつもりです。

(ア)として、子どもたちに対してということで4項目ほど。(イ)として教職員に対して。この中では今回、教員が移動中に子どもたちが抱きついてきたということがありますので、(イ)に書いてありますとおり、子どもの動きの特徴をよく理解をして、事故が発生しないよう、危機管理に対する意識を常に持つというようなことも含めて、今後啓発をしてまいりたいと考えています。

簡単ですが、事故発生状況についてのご説明は以上となります。

○**教育長** 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

ちょっと私の方から情報提供というか、今後行っていただきたいなという意味合いでの事例を紹介させていただきます。

昨日、実は芝浦小学校の方へ行ってきて、校長先生とお話したのですが、港区内では色々な再開発、あるいは色々な工事、大規模工事が進んでいて、芝浦小学校のあそこの港南と芝浦の境のところの工事現場の橋脚を、橋を作る工事のところについては、議会の方からも要望があったり、教育委員会としての対応をしているのですけれども、併せて今、高輪の大木戸の方からお化けトンネルと言われているあれを抜けて、港南の方に行きます、ハーバーの方に。あそこが高輪ゲートウェイの駅ができたり、あるいは再開発が進んでいるので、今、車が通れない。車は通れない中で自転車だけは通しているということで、子どもは今休業中なので、通学はしていないのだけれども、非常に危ない状況にあるというので、これは一つの事例なのですけれども、例えば支所とか、あるいはうちのまちづくり関係等に、やはり学校はなかなか言えないというか、どこに連絡していいのかが分からないので、学校からのそういう情報を教育委員会で集約して、それで色々な部署につなげてあげるというのも大きな事故を防ぐための取組だと思っておりますので、ぜひそういうものを学校現場の方にまず伝えてあげたい。

たまたま芝浦小学校の校長と話していたら、そんな話がプラスで頂いたので、今ご紹介しました。まさに別紙2の⑧番にあるとおり、大規模開発事業者の情報というのに関わってくると思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

○**学校教育部長** 承知いたしました。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和2年度学級編成等について

○**教育長** 次に「令和2年度学級編成等について」説明をお願いします。

○**学校教育部長** 引き続きまして、報告資料ナンバー2を御覧ください。資料は8ページ立てとなっております。

「令和2年度学級編成等について」ご報告します。

まず、1枚お開きいただきまして、2ページ目を御覧ください。こちらは総括表となっております。令和元年度と比較をいたしまして、幼稚園で1学級、小学校で3学級、中学校で2学級、それぞれ増加をしております。在籍者数の増加については御覧のとおりとなっております。

3 ページを御覧ください。区立幼稚園の学級数と園児数について記載をしております。こちらについても上段、下段ということで、前年度との比較とさせていただきます。

表の一番右の下のところ、網かけのあるところ「合計」の行ですが、前年度と比べて1学級、15名の園児が増えております。1学級増えておりますのは、麻布幼稚園になります。麻布幼稚園の4歳のクラスとなります。

定員の「充足率」が一番下の行に書いてありますが、令和2年度については全体で76%、3歳児の充足率を見ると、87%と高くなっています。3歳児について、麻布幼稚園、南山幼稚園が定員に達しております。学級数に変動があった幼稚園は、高輪の4歳児、5歳児。港南の3歳児、5歳児。麻布の4歳児の計3園、5学級となります。

続いて4ページを御覧ください。区立小学校の内訳となっております。1・2年につきましては、原則35人編成。3年から6年生は40人学級の学級編制となっております。表の左側にマル印がついている学校につきましては、新1年の学校選択希望制で隣接学区からの入学希望者が多く、抽選対象となった学校であり、御成門、芝、御田、高輪台、本村、東町、赤坂の7校が対象となりました。全体の児童数が最も多い学校が港南小学校で1,320名。最も少ない学校は青山小学校で230名となります。昨年度と比較しまして、全体で3学級、381名の増となっております。

新1年生で、児童数、学級数がともに増えた学校については、上から2番目の芝小学校が6名増の3学級に、下から2番目の青南小学校が3名増の4学級となっております。芝小学校については、改修により教室数を増やし、3学級で編成しています。青南小学校につきましては、3名増えましたが、35人編成となった結果、4学級となったものです。逆に、新1年生の児童数、学級数がともに減ったのが芝浦小学校となります。

次に、5ページを御覧ください。中学校です。新1年生の抽選校は、三田中、高松中、港南中及び六本木中学校の4校となります。生徒数、学級数ともに変動があった学校は青山中学校になります。人数的には4人の減ということですが、学級編成上、昨年の2学級から1学級になっています。

次に、6ページを御覧ください。日本語学級です。日本語学級は、9月以降に在籍者数が増える傾向があります。1年生につきましては、これからの学校生活の中で日本語の習得が必要と在籍校で判断されることになるため、今後増加することになりますが、今回、今は臨時休業中ですので、再開後の状況を見て、ということになります。

7ページが特別支援学級となります。この中では、通級学級では、御成門小の難聴及び言語障害の学級で9名の増となっております。

最後に8ページ、特別支援教室の児童・生徒数について記載をしております。増減等ありますが、御覧のとおりとなっております。

甚だ簡単ですけれども、今年度の学級編制のところの説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

直接、学級編成には関係はないのですが、ちょっと教えてほしいのが、まず幼稚園の方で、現在の待機している幼稚園、3歳児がいたと思うのです。4歳児もひよっとしたら南山は今はいら

かもしれないですけども、それがどのぐらいそれぞれいるのか。それから小中学校については、選択希望制で抽選になっているところ、そこで入れなかった、希望はしたのだけれども、その学校に入れなかった子どもが何人いるのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○**学校教育部長** まず、幼稚園の待機ですけども、5月1日現在で3歳児では麻布幼稚園が1名、南山幼稚園が6名。4歳児、5歳児については、補欠登録者はおりません。

まず、小学校からです。希望して入れなかった子の人数ですが、芝小学校で42名、御田小学校で14名、高輪台小学校で15名、東町小学校で10名、赤坂小学校で7名となっています。

中学校については、いらっしやいません。

以上です。

○**教育長** 中学校はなし。

○**学校教育部長** はい。

○**教育長** 三田中、高松中は大体入れない子どもが出ているのですけれども、今年は皆さん入れたということですね。

分かりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 一般教員の人事異動について

○**教育長** 次に「一般教員の人事異動について」説明をお願いします。

○**教育人事企画課長** 「一般教員の人事異動について」報告をさせていただきます。

4月には管理職の名簿を示させていただきました。また、幼稚園教諭に関しましては、2月に報告をさせていただいておりますので、今回は、小学校及び中学校の一般教員の人事異動について報告をさせていただきます。

資料を御覧ください。大きく動いたところだけ説明させていただきます。

まず小学校ですが、芝小学校。特別支援教室が御田小学校から単独で拠点校となりましたので、3名の増となっております。また、次に御田小学校。右側の転入の方を見ていただきますと、特別支援教室、ここは芝小学校が単独になって抜けたために御田小学校としては4名の減となっております。続きまして、高輪台小学校ですが、転出の方ですが「学級増」と書いてありますが、6年生、卒業生が3クラスだったところ、1年生が4クラスになりますので学級増。続いて、港南小学校。右側の一番下になりますが、こちらも特別支援教室が単独、これまではお台場学園、港陽小学校と一緒にでしたが、単独となりましたので、逆に定数は減となりました。

続きまして2枚目、麻布小学校となります。こちらも新規で特別支援教室の拠点校となりましたので3名の増。それから東町小学校、こちらも新規で南山小学校から分かれたので1名、特別支援教室で増。それから最後。ごめんなさい、その前に下から三つ目、青山小学校です。右側の転入ですが、残念ながら学級減2クラス、先程、部長からの報告がありましたが、2名減となっています。小学校の最後ですが、お台場学園、港陽小学校ですが、先程の特別支援教室、新たに拠点校、

港南小学校から抜けて、今度は御成門小学校と2校担当ということで3名の増となっております。

小学校は全体として84名から90名ということで、6名の増となりました。

続きまして、中学校になります。まず、御成門中学校です。難聴学級が新設となりましたので、1名増となっています。また、表にありませんが、高松中学校は、異動はありませんでしたので、記載がございません。それから、港南中学校、中1ギャップ、中1が3学級から4学級、少人数になるということで1名増。また、知的固定学級、特別支援も1名増となっております。それから白金の丘学園、白金の丘中学校ですが、特別支援教室の拠点校、中学校はここだけとなっておりますが、2名の増。高陵中学校、最後になるのですが、高陵中学校は学級数が1クラス増えましたので、1名増加。

中学校も小学校と同じく6名増、21名から27名ということで、6名の増ということでございます。

報告は以上とさせていただきます。

○**教育長** 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 令和2年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について

○**教育長** 次に「令和2年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」説明をお願いします。

○**教育指導担当課長** それでは、「令和2年度港区いじめ問題対策連絡協議会等の実施予定について」報告をさせていただきます。

港区いじめ問題対策連絡協議会、これは区長をトップとする年間2回の会です。こちらと港区教育委員会いじめ問題対策会議、こちらは教育長がトップになる会で、学期に1回、年間で3回の会となります。こちらのスケジュール及び内容、そして構成員について、報告をさせていただきます。

1ページ目の項番1を御覧ください。こちらの港区いじめ問題対策連絡協議会、こちらの日時が書かれておりますが、5月19日に実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面会議となっております。

例年ですと内容は委員の紹介、それから議事として本年度のいじめの対策に対しての組織や年間スケジュールで、いじめの重大事態のときの発生の対応について。これは昨年度、先生方に教育委員会でも色々ご意見ご指導いただきました。その後できたものについて、またこちらで報告をさせていただく予定でございました。あと、各機関からの情報提供を受け、意見交換をするという流れになっておりました。今回は書面上の会議となりますので、また資料を基にご意見を頂くような形で考えております。

1枚おめくりいただいて、2ページ目です。こちら、港区教育委員会いじめ問題対策会議、こちらは教育長がトップの会で、全部で3回分の日時と内容について、書かせていただいております。

1回目は7月2日、2回目が11月13日、3回目が2月5日と予定をしております。こちらは教育センターの方でやる予定でございます。

内容ですが、今年度の進め方についてや、それから、いじめの調査等をしておりますので、そういったいじめの調査の結果についてお話しをさせていただいたり、あとは学校の校長先生方も代表でございますので、そちらの校長先生からのいじめの傾向などを伺って、皆さんで意見交換をしながら、港区の子どもたちにとって、いじめがなくなるようにどうしていったらいいかということをお話するような会になってございます。

3ページ目を御覧ください。項番2です。「構成員について」、こちらは港区いじめ問題対策連絡協議会の構成員ということで、区長をトップとして書かせていただいております。警察署も署長をお呼びするような形の会になっております。

4ページ目、(2)のところを御覧ください。教育長をトップとする港区教育委員会いじめ問題対策会議の構成員は教育長をトップとして、警察署は生活安全課長の方をお呼びするような流れになっています。

最後の(3)番です。こちらは重大事態が起きた際に調査をしていただく港区教育委員会いじめ問題調査委員会の構成員について、こちらに5名書かせていただいております。

簡単ですが、ご報告は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ご質問をお願いいたします。

一つだけ教えてください。3ページ目の「構成員について」の一番下に米印で記載があるのだけれども、これは。この説明をしていただけますか、どういう会議なのか。

○教育指導担当課長 こちらのいじめ問題対策連絡協議会のメンバーは、規則で人数が決まっています、こちらの充て職となっております。これ以外に、例えば重大事態が起きてしまった場合に調査をした方をお呼びしてお話を伺ったり、あと特異な例とかそういうことがあった場合にはするということのほか、あとは年間1回と決まっておりますが、招集によっては会を開くというような形で書かせていただいております。

以上です。

○教育長 この協議会というのは、今のところ、いじめ問題対策連絡協議会。このほかに港区、それから教育委員会、学校で関係者会議を開催しますとなっているのですけれども、この「関係者会議」というのは、どういう会議ですかというのが質問なのですけれども。

○教育指導担当課長 ちょっと表記が間違っております、開催した当時に、そういう何かの会があったときに、何て言うのですか。ワーキングというか、事務局の者で集まる会議が必要なときは開催するというので書かせていただいているのですが、未だかつて開いたことはないのです、そういうようなニュアンスで書かせていただいております。済みません。

○教育長 そうすると、公式な会議ではない訳ですね。

○教育指導担当課長 はい。

○教育長 あまり書かない方がいいのではないかな、これ。

○教育指導担当課長 承知いたしました。申し訳ございません。

○教育長 要はあれですよね。協議会等を開催するに当たって、その事前調整とか、そういうことをやる会議なのでしょう。

○教育指導担当課長 そうです。

○教育長 そうでしょう。その案件について。

この（１）（２）（３）というのが、きちっと決められた会議ですよね。

ちょっと誤解を招くので、記載しない方がいいと思いますので、ちょっと修文をお願いします。

○教育指導担当課長 そのようにさせていただきます。申し訳ありません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和２年度小中学生海外派遣事業について

○教育長 次に「令和２年度小中学生海外派遣事業について」説明をお願いします。

○教育指導担当課長 「令和２年度小中学生海外派遣事業について」報告をさせていただきます。

報告内容は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の情勢を踏まえまして、令和２年度港区小中学生海外派遣事業は中止をさせていただくという報告でございます。

項番１です。「代替案」です。せっかく選考等も経て選ばれた児童・生徒ですので、子どもたちの語学力を高めるようなことができるような２泊３日程度の国内における学習プログラムを現在検討するというのを代替案として検討しています。

項番２です。「港区の対応」のところを御覧ください。中止の理由について書かせていただいているのですが、３月２０日の時点でオーストラリア政府が全ての渡航者の入国を禁止していました。いつコロナウイルスが終息して、すぐにでも再開できるのであればということで、教育委員会事務局としては、委託業者であるＪＴＢと、オーストラリアの教育省としっかり連携を取りながら、色々な形でやれないかということで模索をしていたのですが、やはり教育省の方からも正式に、受け入れることができないということを４月２０日付で連絡を頂きました。そこで、やはり今回は中止とせざるを得ないということで、報告をさせていただきます。

結団式が本来５月１８日に行うことになっておりましたが、こちらでも延期という形になっております。そして、この代替案がまだ固まっておきませんので、代替案についてのご説明等をする事も含めて、７月以降に保護者会を実施したいと考えております。

項番３の「今後の見通し」のところを御覧ください。５月８日の時点で保護者へ海外派遣事業の中止についてご連絡をさせていただいております。おそらく今日、それから明日辺りに、普通郵便で送らせていただいておりますので、保護者の元には届くかなと思っております。そして、６月の下旬頃、この代替案について決定し次第、保護者へ保護者会実施について、教育委員会事務局の方からお手紙を出す予定でございます。

項番４以降の「現地情報」ということで、オーストラリアの情勢とかそういうこともちょっと、

外務省の情報なども書かせていただいています。

済みません、こちらにはちょっと、済みません、最後の裏の（５）のところなのですが、新型コロナウイルスがなければ、予定どおりの場合は、このような形で実施するような予定でございました。

今回は、オリンピック・パラリンピックも延期という形になりましたが、あるという関係から、小学校も中学校も同じ日に出発する予定でございました。８月５日出発の、小学生は１日短い８月１３日に帰ってくる。中学生は１日長い、８月１４日に帰ってくるというような予定でございましたが、今回はこのような形になりましたので、また内容等決まりましたらご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

○田谷委員 これ、当初予定では、小学校、中学校、それぞれ何人ぐらい派遣する予定だったのですか。

○教育指導担当課長 小学生も中学生も４０名ずつです。

○教育長 よろしいですか、田谷委員。

○田谷委員 定員どおり……。それで今、ご説明いただいた２泊３日程度の国内での学習プログラムを検討しますということですがけれども、……。大体どの辺、どの辺りのどういう施設を予定しているのか。……。まして、例えばオーストラリア大使館に行かれてもいいかなと思ってみたり……。その辺は……。

○教育指導担当課長 私どもも田谷先生と同じように、オーストラリア大使館と何かコラボできないかということで、現段階ではなのですが、オーストラリア大使館の皆さんは帰国されていたりしていなかったり、「なかなかコロナが本当に終息しないと難しいんです」ということは言われています。なので、その２泊３日と絡めていけなかったとしても、何かしらこう連携を取れたらいいかなとは思っています。

それから２泊３日の宿泊先については、少し東京から離れた場所で、例えば英語の力が使えるような場所を選んでもらうように、ＪＴＢの方に今、案をいくつか出してもらえるようお願いをしています。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 東京から離れたところに行くのであれば、なかなか地方で、例えば……。とか……。環境自体も外国語でやれるところに行くのが……。

○教育指導担当課長 今の先生のご意見も踏まえて、検討をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

6 5・6月教育人事企画課事業予定について

○**教育長** 次に「5・6月教育人事企画課事業予定について」。この定例報告については配布資料のとおりです。この案件につきまして、ご質問をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○**山内委員** 色々な予定が全て延期中止になっていますけれども、例えばその中で校園長会も中止になっています。各学校の校・園長の方々はコロナ禍での対応について非常に大きな不安を抱えながら取り組んでいると思います。そういう中でどういうふうにしてその校・園長の方々が、お互いを参考にし合えるかということは大切で、お互いに校・園長が共有できるような機会というのが、結構こういう時期には大切になってくるのではないかと思います。おそらく個々の段階で人間関係の中でインフォーマルになされているかと思いますが、例えばWebミーティングなどをこういう時だからこそ積極的に何らかの形でなさる必要がある。そのようなことをしているか教えていただければと思います。

○**教育指導担当課長** 貴重なご意見ありがとうございます。校・園長先生方も同じことをおっしゃっていて、Teamsを使ったり、あと校長先生方だけのメーリングリストとかがあるそうなので、そちらで色々やった取組なんかを交換しているとは聞いております。

あとは、やはり個別に教育センターの方に校長先生から相談があることがありますので、そういったことを会長の先生に流してもいいかということ伺った上で、こちらから色々な事案があったということで、全員の校長に協力して、情報提供をさせてもらったりということはしております。

緊急事態宣言が延びた後なのですけれども、「MINATO×TEACHERSCHANNELS」の作成とか、そういうこともあるので、今、校長先生同士も色々こう打合せをされて、「こういうことをお互い話したよ」ということなんかもセンターの方に情報提供を頂いたりしているところなんです。

○**山内委員** ありがとうございます。おそらくそれぞれの先生方が個々にはネットワークがあると思いますが、例えば新任や異動してきた校・園長の方々とか、人によって、その程度に差があると思いますので、その辺は事務局からも積極的にしていただくといいと思います。ありがとうございます。

○**教育指導担当課長** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

これで一応、報告事項は全部終了しました。案件についても終了しましたが、委員または説明員から、そのほか何かありますでしょうか。

○**田谷委員** 既に教育長や皆さんはご存じかもしれないのですが、一応報告したいので発言させていただきます。

白金の丘学園の校歌を……（聴取不能）……世の中がコロナウイルスで……話をしているということで、コロナの影響から小学生向けの、家庭における応援歌を、児童たちの応援歌を……。それをおつくりになられまして、この時期、どういう形になるか分からないのですが、白金の丘のま

ち……、何かそういう……広げていきたいと。そしてできれば港区中に、……に広がればいいなどいうふうに小林校長の方からご提案を先日いただきまして、幸い……校歌を流すことができまして、……ことができました。

また、……ご存じのように、高齢でございますけれども、白金の丘学園……お話を頂きました。その後、直近で……都倉さんの方から……関係者にメールが入ったのですけれども、「がんばれ、がんばれ」が順調に学校のホームページ上に載せられ、多くの生徒が練習を積みながらしているようです。文化庁を中心に協力したいとお話を頂きましたと。……こういうものが出てございましたので、この場でご報告させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。教育指導担当課長、何かありますか、補足で。

○教育指導担当課長 私も先週、小林校長先生のところに行って、その話をしたら、こう今、画面に映っているように、こうセレブの人たちが歌とか歌って何画面にもなるような、ああいう想定で子どもたちが映るようなイメージでお伝えしたそうです。

今、音楽の先生もすごく頑張っていて、その「がんばれ」の割り振りとかの音のやつをつくって、「子どもたちにどの部分をこう歌ってもらおうか」みたいなことをして、学校一丸となって頑張っているんで、いい話をありがとうございますというようなことを聞いています。

だから、できるのを楽しみにしています。ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、私の方から情報提供ですけれども、先週の金曜日、それから昨日、小学校、中学校、幼稚園の各校長会、園長会の会長、副会長のところに、今の状況等について聞きに行ったところ、教育委員の先生方に情報提供したい点は……。

○山内委員 済みません、教育長のマイクがまた入っていないのですが。

○教育長 先週の金曜日と今週、昨日、校・園長会の会長、それから副会長のところに行って、今の状況、実態を情報収集してまいりました。

小学校、中学校については色々努力されて、オンラインというのがよく報道されていますけれども、それぞれの学校で非常に努力されているというところを見ましたし、これから再開に向けて、いつに再開になるかは分からないのですけれども、各学校でどういうふうに再開後、学校運営をしていくかと。特に授業時数の、標準時数の関係ですけれども、非常にこう悩ましいところがあるので、教育委員会として、基本線になるところは、こういうところ、こういうところを決めてもらいたい。しかも早めに決めてもらいたいというお話がありましたので、ぜひそれは教育委員会事務局として、現場の校長先生たちと相談をしながら、早めに提示できるようにしたいと思います。

それで非常に、そういう中で、3園長からいずれもなのですけれども、お話があった点は、この間、子どもたちが来ないので、幼稚園の体制、非常に幼稚園の場合は、教員数も少ない中で新規採用職員が入ったり、あるいは異動で体制がこう何て言うのですか。再構築しなければいけない中で、非常にこの期間を通じて、情報交換できるなり、あるいは子どもはいないですけれども、OJT的な研修、あるいは取組の共有化が非常に図れているということで、ある意味ではありがたい期間に

なっているというようなお話を頂戴しました。

そういったことで、幼稚園、小学校、中学校、いずれにしましても、現場の意見を聞きながら早めに再開後のそのプログラムというのですか、対応を提示して、保護者の方、あるいは子どもたちに安心感を早めに持ってもらいたいと思っています。

それから、併せてちょっと報告してもらいたいのはまた、いいですか。区教研がオンライン授業の教材をつくるという計画があるので、それを教育委員の先生方に概略を説明してもらえますか。

○教育指導担当課長 よろしくお願ひします。名前が「MINATO×TEACHERS CHANNELS」という番組をつくって、そこに前回ちょっとお話しさせていただいたかとは思いますが、区教研、その各教科ごとの専門性のある先生をそのの中からピックアップしていただいて、委員として委嘱して、そしてそこで動画を、授業動画を15分から20分ぐらいの動画を作成していただいて、授業のポイントを見ていただいて、子どもたちもそれを見て、教科書を見て、こういうことを僕は言えがいいのかとか、考えればいいのかというようなものにつながるような動画を今、各教科部会で作成をしていただいています。一応、作成したものを担当の指導主事も、一応、教科の専門がいるもので、そちらで確認をして、そして港区のホームページにアップをするというような形で考えています。

本来は、全科目、全学年の全員のところを上げるべきなのですが、特にこの部分を上げてほしいというところについて色々触れてお願ひをしています。例えば、山内先生から「感染症の予防について特化したような内容があったらいいのではないか」というご意見を頂いていたので今、保健体育課の方にちょっと可能かどうかはあれなのですが、そういうところを触れて、この機会なので、そういったところを授業に長けた先生たちが動画で指導をすると子どもたちも「おお」というふうになるかなと思っていますので、そうしたところで今、作成をお願いしているところです。これは、臨時休業期間にももちろん見てもらうのですが、教育委員会としては、臨時休業が終わって学校が再開した後もポイントとして見て「ああ、いい動画だね。これを見てまた学べるね」というところで使えていくといいのかなと考えているところです。

簡単ですが、以上です。

○教育長 ありがとうございます。先生方からはよろしいですか。それでは、本日の予定は……。

○山内委員 動画の撮影は、結構ご苦勞も多いかと思いますが、できる範囲からできる範囲で。あまりこう必死になると、負担は大きくなりますから、できる範囲でというところでなさるといいのかなと思いますし、担当に負担のないような形でと思いますので、その点はよろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。

○教育指導担当課長 承知いたしました。

「閉会」

○教育長 それでは、これもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を5月26日火曜日午前10時から開催の予定です。よろしくお願ひします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午前11時58分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子